



除排雪作業の進め方

稼働する基準

幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路、歩道は、路面積雪10%以上、もしくは10%を超えることが予想される場合に除雪車が出動し、初期除雪の徹底を図ります。

また、生活幹線道路以外の生活道路は、原則10%以上の場合に除雪車が出動しますが、気象状況や路面状況などを総合的に判断して、出動を決定します。作業は除雪を優先し、その後、排雪基準に達した場合、排雪を行います。

作業時間帯

幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路、歩道は、原則夜間から早朝にかけて作業を行います。生活幹線道路以外の生活道路は、日中に作業を行います。豪雪時などは昼夜を問わず作業を実施します。

一般生活道路の除雪の仕上がり

一般生活道路の除排雪は、雪の降り始めとその後半では実施の判断が異なります。

除雪初期



初期段階の除雪作業では、堆雪部を除く道路幅(幅員)を確保し、アスファルトを露出させます。

除雪後期



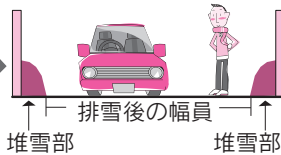
除雪作業を数回行った後の除雪後期では、1車線と歩行者の通行帯確保を目安に除雪を行います。

除雪後なお、車両・歩行者の通行が困難な場合に排雪作業を行います。

排雪作業実施前



排雪作業実施後



* 堆雪部=雪を寄せて雪がたまった部分。

除排雪に関するお問い合わせは、
12月10日(水)からコールセンター
☎(888)9400



除雪マナーを守りましょう!

◆道路に雪を出さないで!

除雪後の道路や融雪施設が設置された道路に雪を出さないでください。路面状況の悪化を招き、事故の原因にもなります。

また、除雪作業に合わせて道路に雪を投げ出すことで、作業が大幅に遅れるだけでなく、通行人にも迷惑がかかりますのでやめましょう。

* 道路法などに違反しています。

◆玄関・車庫前の雪寄せにご協力ください!

除雪車が通った後に、道路に面した玄関や間口などに寄せられた雪は、各ご家庭で取り除くようご協力をお願いします。



◆路上駐車は厳禁です!

除雪の際、最大の障害が路上駐車です。放置車1台で、その町内が後回しになったり、作業が中止になるなど、町内全体が迷惑します。路上駐車をしない、またはさせないように町内で周知をお願いします。

◆敷鉄板などを置かないで!

車庫へ車を乗り入れるための敷鉄板や段差プレートなどがあると、除雪作業中に引っかけて破損するなど大変危険です。道路を広く除雪するためにも、これらの障害物は取り外してください。



* 道路法などに違反しています。

ご協力をお願いします



◆深夜の除雪作業にご理解をお願いします

除雪作業は、バス通りなどの幹線道路が最優先です。翌朝の通勤時間帯までに完了させるため、作業は深夜になります。除雪車のエンジン音、振動などで迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆危険! 作業中の除雪車には近づかないで!

◆雪で困っているかたがいる時は、地域のみなさんで助け合いましょう

◆冬期間は道路が混雑します。お出掛けの際は、「時間・車間距離・心」にゆとりを持ちましょう

包括外部監査結果への対応 より良い市政運営のために



包括外部監査は市の財務事務が適正に行われているかを、独立した監査人がチェックする制度です。今年2月に、監査人の渡辺雅章・公認会計士から報告があった平成25年度の監査結果に対して、市では次のとおり対応しています。総務課☎(866)2007

監査テーマ▶歳入の賦課、徴収など(市税全般、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、分担金および負担金など)にかかる事務の執行について

監査結果(▶以下が市の対応)

- ①滞納の初期段階からの対応、滞納者の実情把握、他の課所室や市以外の機関との連携などの充実を図り、滞納の解消に向けてさらに努力すること。
▶平成23年度に特別滞納整理課を設置して以降、手引きの作成や研修会の実施、滞納者の破産・競売情報の提供などさまざまな方策を講じており、24年度末の市の未収金額が22年度比で約7億2千万円(7.3%)減という実績にも現れています。今後も法令の範囲内で可能な方策を模索し、未収金圧縮に努めます。
- ②電子申告のデータを市のホストコンピュータに電磁的に取り込む体制になっていない。費用対効果を比較し、改修または次期システム更新時に導入を検討すること。
▶次期システム更新時に、導入の可否について、費用対効果も含めて十分に検討します。
- ③課税資料を保管する倉庫が施錠できない状態だった。また、書庫への施錠などに関する個別の具体的なルールを策定するとともに、一斉点検をすること。
▶課税資料を保管する倉庫に鍵を設置しました。また、公文書ファイルの保存方法などを定めた要領を策定し、7月の文書整理推進月間の点検報告などに併せて調査と指導を実施しました。
- ④コンビニエンスストアでの税や保険料、保育料の納付について、市民の利便性の向上を図るため、他都市の事例を調査・分析して導入に向けて検討すること。
▶コンビニでの納付を平成28年度からの導入に向けて検討中です。
- ⑤情報システムのパスワードについて、平易な文字列を設定して長期間変更していない事例が多く見られるため、不正利用されないよう適正に管理すること。
▶パスワードの設定は、指針などに従い定期的に変更するよう再度周知します。また、よりセキュリティが確保されたユーザー管理のあり方を検討します。

ゆき対策の
ごめだより



QRコード



大雪・暴風雪警報も受信できる「防災ネットあきた」 にご登録ください

「防災ネットあきた」にメールアドレスを登録すると、市内で大雪、地震、津波、大雨、竜巻などが発生した際に、災害情報や避難情報を、電子メールでパソコンや携帯電話などに配信します。ぜひご登録ください。登録は次のホームページからどうぞ。上記のQRコードもご利用できます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/system/>

問い合わせ 防災安全対策課☎(866)2021

灯油タンクなどの点検は定期的にも！

冬は、灯油などの油類を扱う機会が多くなり、燃料タンクから油が流出する事故が多発します。最近では、積雪・落雪による燃料タンクや配管の破損のほか、地下埋設管の劣化が原因で油が漏れ出すケースが増えています。

油類が漏れると、火災の危険だけでなく、河川などに流れ出すと周辺の環境に大きな被害を与え、事故や過失を問わずその原因者は多額の処理費用を負担しなければなりません。普段から燃料タンクの減り具合を点検し、設備の状態を確認するよう心掛けましょう。

問い合わせ

環境保全課☎(866)2075
火災が心配な場合は…
消防本部予防課☎(823)4247

